

水道料金改定のお知らせ(栗野地域)

広報かぬま 3 月号でお知らせしたとおり、平成 29 年 11 月検針分より水道料金を改定させていただきますことになりました。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【料金改定のポイント】

- 現行の用途別料金体系を鹿沼地域と同じ口径別料金体系にし、料金の統一を図ります。
- 主に一般家庭が使用する口径（13mm・20mm・25mm）の1か月あたりの基本水量を10m³から5m³に引き下げ、基本料金を300円（税抜）ずつ引き下げます。
- 新料金が現行料金より安くなる場合は、新料金が適用になります。新料金が現行料金より高くなる場合は(※)、2年ごとの段階的な軽減措置を適用し、急激な負担の増加を緩和します。最終的に料金が統一されるのは、平成33年11月検針分からとなります。軽減措置期間中に、適切な口径の見直しや節水対策をご検討ください。(※ 裏面 ◆軽減措置の対象となる水量を参照してください。)



《栗野地域 現行水道料金表》【2か月・税抜】

用途別	基本水量	基本料金	従量料金単価 (1m ³ 当たり)					
一般用	~20 m ³	2,560 円	21~60 m ³	141 円				
			61~100 m ³	151 円				
			101~200 m ³	161 円				
			201 m ³ ~	171 円				
団体用	~20 m ³	2,560 円	21~100 m ³	161 円				
			101~200 m ³	171 円				
			201 m ³ ~	181 円				
共用栓	一世帯 ~20 m ³	2,560 円	21~60 m ³	141 円				
			61~100 m ³	151 円				
			101~200 m ³	161 円				
			201 m ³ ~	171 円				
メーター使用料								
口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm		
使用料	156 円	272 円	292 円	408 円	506 円	2,000 円		

《新水道料金表》【1か月・税抜】

口径	基本水量	基本料金	従量料金単価 (1m ³ 当たり)	
13 mm	~5 m ³	850 円	6~10 m ³	60 円
			11~20 m ³	110 円
20 mm	~5 m ³	1,240 円	21~30 m ³	135 円
			31~50 m ³	170 円
25 mm	~5 m ³	1,550 円	51~100 m ³	200 円
			101 m ³ ~	245 円
30 mm	~5 m ³	2,100 円	1~50 m ³	170 円
			51~100 m ³	200 円
40 mm	~5 m ³	3,090 円	101 m ³ ~	245 円
50 mm	~5 m ³	6,150 円		
75 mm	~5 m ³	11,120 円	1~100 m ³	200 円
			101 m ³ ~	245 円
100 mm	~5 m ³	16,810 円		

※メーター使用料 なし

◎新水道料金計算例… 口径 13 mm、使用水量 45 m³ (2 か月分) の場合

①2か月の使用水量を2等分し、1か月の水量を計算します。割り切れない場合は、前月を切り上げ、当月を切り下げます。45 m³ ÷ 2 か月 = 22.5 m³ ⇒ 前月分 23 m³ ・ 当月分 22 m³

②各月の料金を計算します。

前月分 = 23 m³

当月分 = 22 m³

基本料金 (~5 m ³)	= 850 円	基本料金 (~5 m ³)	= 850 円
従量料金 6~10 m ³ 60 円 × 5 m ³	= 300 円	従量料金 6~10 m ³ 60 円 × 5 m ³	= 300 円
11~20 m ³ 110 円 × 10 m ³	= 1,100 円	11~20 m ³ 110 円 × 10 m ³	= 1,100 円
21~30 m ³ 135 円 × 3 m ³	= 405 円	21~30 m ³ 135 円 × 2 m ³	= 270 円
合計	= 2,655 円	合計	= 2,520 円
	× 1.08 (消費税)		× 1.08 (消費税)
	= 2,867 円 (1円未満切捨て) … ㊱		= 2,721 円 (1円未満切捨て) … ㊲

③請求料金 ㊱ + ㊲ = 5,588 円

(下水道をご使用の方は③の水道料金に下水道使用料を合わせて請求します。なお、下水道使用料の改定はありません。)

※鹿沼地域用チラシもあります。必要な方はご連絡ください。

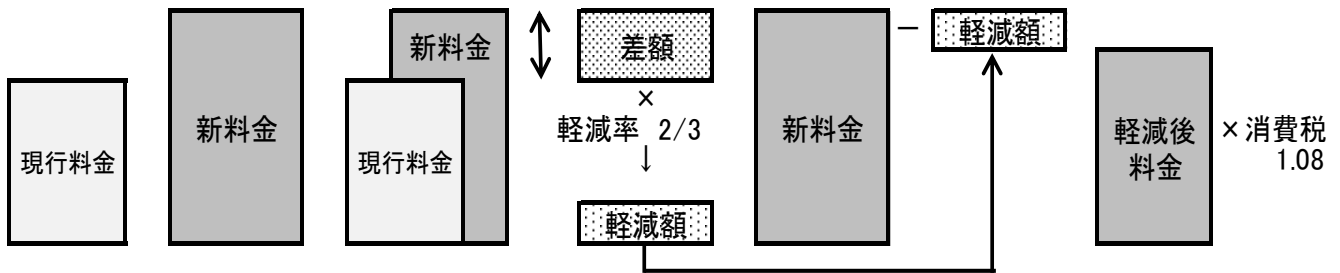
◎段階的な軽減措置

◆軽減措置の対象となる水量

口径	用途	使用水量【1 検針あたり】	口径	用途	使用水量【1 検針あたり】
13 mm	一般用	111 m ³ 以上	25 mm	一般用	すべての水量
	団体用	156 m ³ 以上		団体用	0~36 m ³ 及び 112 m ³ 以上
20 mm	一般用	16~27 m ³ 及び 86 m ³ 以上	30 mm 以上	一般用	すべての水量
	団体用	16~24 m ³ 及び 133 m ³ 以上		団体用	

◆計算方法

- ①現行料金表で計算します。 ②新料金表で計算します。 ③ふたつの料金を比べます。 ④軽減額を計算します。 ⑤新料金から軽減額を差し引いた額が適用されます。 ⑥請求額(税込)



- ※1 新料金が現行料金よりも安くなる場合は新料金が適用されます。
 ※2 平成29年11月検針分から平成31年9月検針分までの軽減率は2/3です。
 ※3 平成31年11月検針分から平成33年9月検針分までの軽減率は1/3です。
 ※4 平成33年11月検針分から新料金に統一されます。(計算方法は表面の計算例を参照してください。)

◆軽減される水道料金の計算例…一般用口径 13 mm、使用水量 130 m³ (2 か月分) の場合

① 現行料金

基本料金	(~20 m ³)	=2,560 円
従量料金	21~60 m ³ 141 円 × 40 m ³	=5,640 円
	61~100 m ³ 151 円 × 40 m ³	=6,040 円
	101~200 m ³ 161 円 × 30 m ³	=4,830 円
メーター使用料		=156 円
合計		=19,226 円…③

② 新料金…水量を 2 等分し、各月の水量を計算する。

基本料金	(~5 m ³)	×	=850 円
従量料金	6~10 m ³ 60 円 × 5 m ³		=300 円
	11~20 m ³ 110 円 × 10 m ³		=1,100 円
	21~30 m ³ 135 円 × 10 m ³		=1,350 円
	31~50 m ³ 170 円 × 20 m ³		=3,400 円
	51~100 m ³ 200 円 × 15 m ³		=3,000 円
合計			=10,000 円

2 か月分なので 10,000 円 × 2 か月 = 20,000 円…④

③ふたつの料金を比較し差額を出す ④ - ③ = 774 円…⑤

④軽減額 ⑤ × 2/3 = 516 円…⑥ (1 円未満が生じる場合は切捨て)

⑤軽減後料金 ④ - ⑥ = 19,484 円

⑥請求金額 (税込) 19,484 円 × 消費税 1.08 = 21,042 円 (1 円未満切捨て)



**お支払いは口座振替が便利です。
詳しくは、右記までお問い合わせください。**

【問い合わせ先】

〒322-0061 鹿沼市千手町 2599
 鹿沼市 水道部 水道業務課 料金係
 (営業時間 平日 午前 8:30~午後 5:15)
 電話 65-3141 FAX 63-0246

※鹿沼地域用チラシもあります。必要な方はご連絡ください。